証票交付申請書の記載要領 (個人用)

1 公職の候補者等が政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類(以下、「看板等」といいます。)の総数は次のとおりです。

選挙の種類	看板等の総数
寝屋川市長	6 枚
寝屋川市議会議員	6 枚

2 証票交付申請書右上の

個人用	
番	号

には、何も記入しないでください。

- 3 「公職の候補者等の氏名」欄には通称によらず戸籍名を記入してください。
- 4 「1 公職の種類」欄には、『寝屋川市長』又は『寝屋川市議会議員』と記入してください。
- 5 「2 証票交付申請枚数」欄には、今回証票の交付を受ける枚数を記入して ください。なお、「(既に交付を受けている証票の枚数)」欄には、新規申請の場 合は「0」を、追加申請の場合は既交付枚数を記入してください。
- 6 「3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札 及び看板の類の枚数」の「事務所の所在地」には、看板等を掲示する事務所が 特定できるよう、詳細に記入してください。

記入例) 「寝屋川市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇方」

また、看板等を掲示する位置及び事務所の所在地が把握できるように地図を 添付してください。

注意: 公職選挙法第 143 条第 16 項第 1 号の規定により、「候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて 2 を限り、看板等を掲示することができる」とされていることから、単なる駐車場や田畑等に掲示することはできません。

※ 罰則

証票の枚数、看板等の大きさ、掲示場所等に違反があった場合は、公職 選挙法第 243 条の規定により、2年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に 処されることがあります。

お問い合わせ先

寝屋川市本町1番1号

寝屋川市選挙管理委員会事務局

電話 072-825-2435 内線 2263・2264

ファクス 072-822-7497